

令和4年度

補正予算書・事項別明細書

一般会計

秋田県鹿角市

令和4年度

鹿角市一般会計補正予算(第2号)

議案第 25 号

令和4年度鹿角市一般会計補正予算(第2号)

令和4年度鹿角市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41,050 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,500,778 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月22日提出

鹿角市長 関 厚

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,988,332	41,050	2,029,382
	2 国庫補助金	608,620	41,050	649,670
歳入	合計	17,459,728	41,050	17,500,778

歳 出		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		863,900	41,050	904,950
	1 商工費	597,043	41,050	638,093
歳 出 合 計		17,459,728	41,050	17,500,778

予 算 に 関 す る 説 明 書

令和 4 年度鹿角市一般会計補正予算（第 2 号）

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	1,988,332	41,050	2,029,382
歳入合計	17,459,728	41,050	17,500,778

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	863,900	41,050	904,950	41,050			0
歳 出 合 計	17,459,728	41,050	17,500,778	41,050			0

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	199,229	41,050	240,279	1 総務管理費補助金	41,050	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 41,050
計	608,620	41,050	649,670			

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説	明																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				国県支出金	地方債	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2 商工振興費	548,652	41,050	589,702	41,050				10 需用費	40	0246 プレミアム付商品券事業	17,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</